

ご存知ですか？こんなこと、あんなこと

国民年金

だより



高知西年金事務所
高知市旭町 3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

保険料の免除・猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により納付を免除・猶予する制度があります。

免除・猶予を受けた場合、その期間は有効な受給資格期間（障害年金や老齢年金の請求をするために必要な期間）に算入されません。

※一部納付（一部免除）の場合は、その額を納めなければ未納となります。

※平成25年度の保険料は月額15,040円です。

免除・猶予の申請について

免除申請は原則毎年提出する必要があります。学生納付特例（猶予）は4月から翌年3月が1年度で、4月から新

年度の申請の受け付けをしています。一般の免除および若年者納付猶予制度（30歳未満）は7月から翌年6月までが1年度で、7月から新年度の申請の受け付けをします。

申請書を提出・受け付けの後、日本年金機構が本人・配偶者・世帯主の前年度所得などを審査し、結果を通知します。

※免除・猶予の審査時に確定

申告をされずに未申告となっている方は却下となりますので、所得（収入）のない方や税の扶養になっている方でも申告が必要です。

なお、学生や、離職して国民年金に加入し免除申請をする方は、学生証や離職を証明する公的書類が必要です。

●申請手続きは、年金事務所、または市民課で受け付けています。

年金事務所 出張年金相談日

日にち

5月 8 日(水)

6月 12 日(水)

受付時間

午前 10 時～ 11 時 40 分

午後 1 時～ 3 時

開催場所

総合保健福祉センター3階会議室



住宅リフォーム補助金のお知らせ

須崎市では市民が住宅のリフォーム工事を行う場合に、その費用の20%（限度額20万円）を補助する「住宅リフォーム緊急支援制度」を平成24年度に引き続き行います。

◆対象者

（①②を共に満たす方）

①須崎市に1年以上継続して住民登録し、現に居住している方

②対象住宅の所有者および居住者の同一世帯に属する全員が市税などに滞納のないこと

◆対象住宅

自己または親・子が所有し、現に居住している住宅

◆対象工事

①住宅リフォーム工事

②増築および改築工事

※なお、工事は平成26年2月未までに完了すること

※下水道供用地域（大間西町・大間本町・山手町）で、下水道に未接続の場合は、接続工事を同時に行うことが条件となります。

◆対象とならない工事

・すでに着手または完了しているもの

・工事費用（消費税込み）が

30万円未満のもの

・倉庫・駐車場・フェンスなどの住宅本体以外の工事

・冷暖房・給湯機などの機器のみの購入や修繕

※そのほか、当補助制度を一度利用しているものや、ほかの補助制度を併用している工事など、対象とならないものがあります。

◆施工業者

市内の事業者

◆補助金額（限度額20万円）

工事費用（消費税込み）の20%の額（補助金額1万円未満の端数は切り捨て）

◆受付件数

42件程度

◆申込期間

6月3日（月）より受け付けを開始し、受付件数（予算額）に達し次第終了します。

◆申請方法

申請書に必要な書類を添付して住宅・建築課まで提出してください。（申請書は住宅・建築課にあります。また、市のホームページからダウンロードしてご利用いただけます）

住宅・建築課 建築営繕係

☎42・5692